

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

## (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

## (協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

## (飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

## (要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

## (情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

## (飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

## (飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

## (飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

**(災害対応型自動販売機の取扱い)**

第10条 災害対応型自動販売機の一の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

**(敷地等の提供)**

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

**(費用負担)**

第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。

ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。

4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

**(費用の請求及び支払い)**

第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

**(連絡責任者)**

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては北海道支社企画課長とする。

**(協議)**

第15条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道  
北海道知事

乙 サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

### (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

### (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない可能な範囲で協力するものとする。

(1) 乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給

(2) 営業の早期再開

(3) 災害時支援ステーション～甲、乙双方からの提供情報など把握した災害情報の来店者等に対する提供(災害情報掲示板の設置等)、帰宅途上者の一時立寄支援所(トイレ、災害情報の提供、道路案内等)、近隣避難所情報等の提供・道路案内

(4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供

(5) 敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供

(6) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

(1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報の来店者及び甲に対する提供

(2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

(3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置

(4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加及び自社防災訓練の充実強化

(5) その他可能な協力

### (支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

(1) 災害情報の提供

(2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

(3) その他災害時に必要な支援及び前条第2項の協力に必要な情報の提供

## (協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力を実施することができる。

## (情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

## (実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

## (効力)

第7条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間自動更新されるものとし、以降同様とする。

2 本協定を解約する時は、甲乙双方又は一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 22年 1月 20日

甲 北海道  
北海道知事

乙 イオン北海道株式会社  
代表取締役

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

## (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は乙のグループ企業を含め検討のうえ受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

## (物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙及び乙のグループ企業の供給可能数量並びに被害の状況に応じて決定するものとする。

## (要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

## (情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

## (物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙及び乙のグループ企業が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

## (物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

## (業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)

第9条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

第10条 協定第2条第1項第1号の規定により乙及び乙のグループ企業が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 前項により供給した物資の価格については、乙及び乙のグループ企業の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前2項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては管理本部総務部長とする。

(協議)

第13条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 22年 1月 20日

甲 北海道  
北海道知事

乙 イオン北海道株式会社  
代表取締役

# 覚 書

北海道とイオン北海道株式会社は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃事態等又は緊急処理事態（以下「緊急処理事態等」という。）の際における物資の供給等について、下記のとおり覚書を締結する。

（準用）

第1条 緊急処理事態等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、平成22年1月20日付で北海道（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）が締結した「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」の規定を準用するものとする。

（協力の実施）

第2条 前条の準用に係る乙の協力については、乙の物資供給等が安全に実施できる範囲で行うものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 22年 1月 20日

甲 北海道  
北海道知事

乙 イオン北海道株式会社  
代表取締役